資料３－３

障害者・高齢者の虐待防止及び身体拘束廃止について

北海道帯広保健所　企画総務課保健推進係　多田

1　虐待防止：種別と対象行為

身体的虐待

介護、世話の放棄・放任

心理的虐待

性的虐待

経済的虐待

身体的虐待

【内　容】　暴力的行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

【具体例】
・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどを負わせる。
・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる。

<u>緊急やむを得ない場合以外の身体拘束を含む</u>

介護、世話の放棄・放任（ネグレクト）

【内　容】 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その世話を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的 状態を悪化させていること。

【具体例】

・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。
・水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
・室内にゴミを放置する等、劣悪な住環境の中で生活させる。
・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。
・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること　等

性的虐待

【内　容】 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

【具体例】
・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
・キス、性器への接触、セックスを強要する。

経済的虐待

【内　容】　本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体例】
・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。　等

心理的虐待

【内　容】　脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的 苦痛を与えること。

【具体例】
・排泄の失敗等を嘲笑する等により、高齢者に恥をかかせる。
・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
・侮辱を込めて子供のように扱う。
・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。

心理的虐待を受けている時の様子

「特定の職員に恐怖心を示す」

「無気力、無意欲となる」

「元々できていた作業ができなくなる」

「表情がなくなる」

「言葉数が少なくなる」

「急激に認知機能が低下する」

身体拘束

- 身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」
- 身体拘束は、本人の行動を、当人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。
- 緊急やむを得ない場合であっても、当人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。

- 緊急やむを得ない場合に例外的に行われるものを除いて、身体拘束は原則として高齢者虐待に該当します。

身体拘束の対象となる具体的な行為

あくまで も例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要です。

①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに**体幹や四肢をひもなどで縛る**
②転落しないように、ベッドに**体幹や四肢をひもなどで縛る**
③自分で降りられないように、**ベッドを柵（サイドレール）で囲む**
④点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、**四肢をひもなどで縛る**
⑤点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきぬしらないように、手指の機能を制限するミトン型の**手袋などをつける**
⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、**Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける**
⑦立ち上がる能力のある人の**立ち上がりを妨げるような椅子を使用**する
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、**介護衣（つなぎ服）を着せる**
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに**体幹や四肢をひもなどで縛る**
⑩行動を落ち着かせるために、向精神**薬を過剰に服用させる**
⑪自分の意思で開けることのできない居室などに**隔離する**

厚労省「身体拘束ゼロへの手引き」（2001年）

動かないで！

ちょっとまって！

だまって！

立たないで！

身体拘束ゼロに向けて

- 「緊急やむを得ない場合」の例外的な対応には、三つの要件をすべて満たした適正な手続きが必要です。

身体拘束を必要としないための3つの原則

①身体拘束を必要とする要因を探り、その要因を改善する

② 5つの基本的ケアを徹底する

③ 身体拘束廃止・防止をきっかけに「より良いケア」の実現を

５つの基本的ケア

①起きる

②食べる

③排泄する

④清潔にする

⑤活動する

本人の尊厳を保持した生活を
支えるケアを目指して

虐待の原因には

介護に関する教育・知識・技術の不足

誤った対応　←　結果的に虐待になっていた

自覚なく（知らずに）虐待をしていた

介護の人手不足

入職したてから戦力として働かされ疲労やストレスがたまる

仕事量が多く疲労やストレスがたまる

施設での虐待を防止する

例えば…

☆　職員のストレスを軽減するために

☆　職場環境の改善
　夜勤を工夫して休憩がとれるように
　定期的な会議

☆　虐待防止のための職員研修

☆　虐待防止のマニュアル

☆　職員が虐待を報告できるように